

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 31 日

公益社団法人日本建築士会連合会 御中
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会 御中
公益社団法人日本建築家協会 御中

国土交通省住宅局住宅生産課

こどもみらい住宅支援事業における工事出来高の確認書類等の公開について
(ご協力をお願い)

日頃より住宅生産行政に格別なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

国の令和 3 年度補正予算に計上されたこどもみらい住宅支援事業に関し、令和 3 年 11 月 26 日付事務連絡において、以下の取扱についてお知らせしていたところです。

- ①住宅の完成・引渡しの前であっても、一定の工事出来高への到達が確認できた時点で補助金の交付を行うこと。一定の工事出来高への到達について、建築士が確認を行い、その旨を記載した書類を、本事業の交付申請書に添付すること。
- ②土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づく土砂災害特別警戒区域に立地する住宅でないことについて、建築士が確認を行い、その旨を記載した書類を、本事業の交付申請書に添付すること。
- ③住宅のリフォームのうち耐震改修については、旧耐震基準により建築された住宅を、現行の耐震基準に適合させる工事を対象としており、要件を満たすことについて、建築士が確認を行い、その旨を記載した書類を、本事業の交付申請書に添付すること。

今般、交付申請書に添付する以下の書類の様式がこどもみらい住宅支援事業事務局ホームページにおいて公開されましたので、お知らせいたします。本事業の申請者となる事業者からこれらの書類の作成依頼があった場合は、当該依頼にご協力いただきたい旨、建築士に対して周知いただきますようお願いいたします。

出来高確認書 (別紙 1)	・一定の工事出来高に到達していること（上記①） ・土砂災害特別警戒区域に立地する住宅でないこと（上記②） について、建築士が証明する書類。
耐震改修 証明書 (別紙 2)	・旧耐震基準により建築された住宅を現行の耐震基準に適合させる工事である こと（上記③） について建築士が証明する書類。

なお、本事業の詳細については、以下のこどもみらい住宅支援事業ホームページにおいて公表しております。

- ・こどもみらい住宅支援事業事務局ホームページ
<https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>
- ・国土交通省住宅局ホームページ「こどもみらい住宅支援事業について」
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000195.html

<本通知に関するお問合せ先>

国土交通省住宅局住宅生産課

電話：０３－５２５３－８１１１（代表）、０３－５２５３－８５１０（夜間直通）

担当：住宅ストック活用・リフォーム推進官 松本（内線３９４６３）

課長補佐 佐藤（内線３９４７２）

既存住宅検査・評価係長 池本（内線３９４７１）

<こどもみらい住宅支援事業事務局コールセンター>

電話：０５７０－０３３－５２２（IP電話等からの問い合わせは０４２－２０４－０９９４）

受付時間：９：００～１７：００（土、日、祝日を含む。）

こどもみらい住宅支援事業補助金 工事出来高確認書

以下のとおり、要件を満たす工事出来高を達成していることを確認しました。

また、工事の状況や写真の報告についても、実際の物件、工事のものであることを確認しました。

証明を行った建築士の情報

建築士の情報			
建築士の種別	☐ 一級建築士 ☐ 二級建築士 ☐ 木造建築士	登録を受けた 都道府県*1	
フリガナ		登録番号	
氏名			

* 1 一級建築士の場合は、記入の必要はありません。

対象となる住宅の情報

対象となる共同 住宅の所在地	〒		階数	
建築着工日	令和 年 月 日	工事完了（予定）日	令和 年 月 日	
住宅の立地	☐ 土砂災害特別警戒区域*1に該当しない			

* 1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づく土砂災害特別警戒区域（住宅の構造について、建築基準法令に基づき、特別の措置が必要となる（住宅（建物）の一部でも当該区域に該当する場合）区域を含む）

出来高の報告

出来高報告日	令和 年 月 日			
出来高の報告 (①②のいずれかで確認)	☐ ① 現地において、基礎工事（杭基礎の場合は杭工事）が完了していることを確認しました。			
	☐ ② 現地において、以下、全住戸分の補助額を超える工事出来高を達成していることを確認しました。			
	建物工事総額	工事出来高	補助額	住戸数
	万円	%	万円	戸
	建物の建築工事の 総額（税込）を記入 （最新の見積における総額）	報告した時点の工 事の出来高を記入	・ ZEH 住宅：100 万円 ・ 高い省エネ性能等を有する住宅*1：80 万円 ・ 一定の省エネ性能を有する住宅*2：60 万円 建物の総住戸を記入 （戸建は 1 戸と記入）	

* 1 「認定長期優良住宅」「認定低炭素建築物」「性能向上計画認定住宅」のいずれかの性能を有する住宅のこと

* 2 断熱等性能等級 4 かつ一次エネルギー消費量等級 4 の性能を有する住宅のこと（断熱等性能等級 4 を満たさない住宅であって、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく住宅の外皮性能の基準に適合するものは対象）

(様式 10)

【確認書別紙】工事状況の写真報告

番号		内容		番号		内容	
番号		内容		番号		内容	
番号		内容		番号		内容	

(別紙 2)

(様式 11)

リフォーム

こどもみらい住宅支援事業補助金 耐震改修証明書

耐震改修が行われた住宅※¹の情報

住宅の種別	☐ 一戸建て ☐ 共同住宅等 (総戸数 ^{※2} 戸／階数 ^{※3})		
所在地	〒		
発注者			
工事期間	工事着手日 令和 年 月 日	工事完了日 令和 年 月 日	

※1 昭和56年5月31日以前に着工された住宅で現行の耐震基準に適合していないもの。
※2 住宅以外の用途で専用使用されている部分（店舗、事務所等）を除きます。
※3 地下部分も含めた階数を記入してください。

証明を行った建築士の情報

建築士の種別	☐ 一級建築士 ☐ 二級建築士 ☐ 木造建築士	登録を受けた 都道府県 ^{※4}	
フリガナ		登録番号	
建築士氏名			
上記のものが所属する建築士事務所の情報			
フリガナ		電話番号	
所属する建築士 事務所名称			
登録年月日	年 月 日	登録番号	
事務所の種別	☐ 一級建築士 ☐ 二級建築士 ☐ 木造建築士		

※4 一級建築士の場合は、記入の必要はありません。

上記の住宅について、住宅耐震改修の要件を満たすことを証明します。

令和 年 月 日

証明を行った建築士

〈記入見本〉

(様式 11)

リフォーム

こどもみらい住宅支援事業補助金 耐震改修証明書

耐震改修が行われた住宅※¹の情報

複数の建物(附属建物含む)について申請する場合、すべての建物について、耐震性を有することを確認してください。

住宅の種別	☒ 一戸建て ☐ 共同住宅等 (総戸数※ ² 戸/階数※ ³)		
所在地	〒111-×××× 東京都豊島区〇〇町 1-1-1		
発注者	上田 二郎		
工事期間	工事着手日 令和 4 年 2 月 26 日	工事完了日 令和 4 年 4 月 20 日	

※¹ 昭和56年5月31日以前に着工された住宅で現行の耐震基準に適合していないもの。※² 住宅以外の用途で専用使用されている部分(店舗、事務所等)を除きます。※³ 地下部分も含めた階数を記入してください。

証明を行った建築士の情報

建築士の種別	☐ 一級建築士 ☒ 二級建築士 ☐ 木造建築士	登録を受けた都道府県※ ⁴	東京都
フリガナ	ケンチク タロウ	登録番号	00000000
建築士氏名	建築 太郎		
上記のものが所属する建築士事務所の情報			
フリガナ	マルバツ ケンチクジムショ	電話番号	03-0000-0000
所属する建築士事務所名称	〇×建築事務所		
登録年月日	平成 20 年 4 月 15 日	登録番号	000000
事務所の種別	☐ 一級建築士 ☒ 二級建築士 ☐ 木造建築士		

※⁴ 一級建築士の場合は、記入の必要はありません。

上記の住宅について、住宅耐震改修の要件を満たすことを証明します。

令和 4 年 4 月 30 日

証明を行った建築士

建築 太郎

◆証明する建築士は、必ず現地確認を行った上で、証明書を発行してください。

◆所属する建築士事務所の情報を必ず記入してください。

※建築士事務所登録した事務所に所属する建築士以外は、本証明書を発行することはできません。